

博士学位論文審査要旨

2021年12月17日

申請者 清水詩織

論文題目 近世後期の海防と社会変容

申請学位 博士(学術)

審査員

主査 大橋幸泰 早稲田大学教授 博士(文学)早稲田大学

副査 大門正克 早稲田大学特任教授 博士(経済学)一橋大学

副査 深谷克己 早稲田大学名誉教授 文学博士 早稲田大学

副査 上白石実 盛岡大学教授 博士(文学)立教大学

1、本論文の問題意識

近世後期の日本列島には欧米諸国の船舶がたびたび来航し、人々の生活に大きな影響を与えたことはよく知られている。「内憂外患」の言葉に象徴されるように外国船の来航は「外圧」と捉えられ、幕府や諸藩による海防体制が構築されるとともに、既存の社会体制が大きく動揺した。本論文は、近世社会が海防問題に対処することによって変容する過程を、具体的に明らかにしようとするものである。

振り返ってみると、この時代の海防は、長い間、近代における国防の前史として位置づけられ、近世の国防問題として考えられてきた。その原因は、戦前の海防研究が皇国史観と結びつきながら行われたことにある。戦後、そうした歴史観は否定されたものの、この分野への関心の前提に、近代の国防問題があるという傾向があることに大きな変化はなかった。幕府の対外政策と密接に関わる要地の海防体制のみが注目された結果、19世紀前期から中期にかけて、全国的な海防体制が急速に構築された観がある。

しかし、そもそも日本列島は全国土を海岸で覆われているのであり、従来の問題関心では要地以外の海防をめぐる動向を切り捨ててしまうことになる。したがって、近世後期の海防を近代の国防の前史として捉えるのではなく、近世の文脈のなかで考えるべきであるというのが、本論文の問題意識である。

幕府の海防政策がただちに各地の海防体制に反映されたのではない。それぞれの地域の実情は異なっており、それにそうかたちで海防体制は構築された。そのとき、既存秩序の改変をとともなう場合があった。異国船の来航や幕府の海防政策という外側からの要因ばかりでなく、地域の海防体制構築にとともなう地域秩序の改変もまた近世秩序を突き崩していく要因となりえる。それぞれの地域の多様な海防体制の実態を検討することにより、近世社会の変容とその意味を理解することができる。

このような問題関心を前提に、本論文では、現地で実際に海防に関わった担い手に注目する。海防を担当した藩とその領民である。地域の海防体制には武士のみならず、村社会の百姓がおおいに関わった。彼らは海防問題に対してどのように対応し、その結果、藩や村社会にどのような変化がもたらされたのかを考えていく。

2、本論文の課題と方法

本論文に関わる先行研究には、藩研究・地域史研究・海防研究の三つの分野がある。その課題は以下の通りである。

第一の藩研究では、海防をめぐる問題がその個別テーマの一つとして扱われる傾向にある。それぞれの藩の研究視角は多様であり、個々の藩政問題として帰結されがちであった。また、海防の目的や立案過程が必ずしも明らかにされておらず、幕府の対外的危機状況がそのまま藩の政治にも反映されているかのように考えられている。その結果、藩の海防政策は幕府の対外政策への受動的・消極的対応として見なされる傾向がある。

その原因は、藩の海防を幕府の軍役としてのみ捉え、近代の国防の前史としているからである。藩には藩固有の海防の論理と立案過程あり、藩独自の海防体制を検討する必要がある。藩の海防の全体像を構築するためには、幕府の軍役としての海防に加えて、藩領の海岸防衛としての自領海防にも目を向けることが求められる。

第二の地域史研究では、これまで主に江戸内湾の地域社会の海防について検討されてきたが、それ以外の地域での研究はまだ手薄である。また、地域社会における直接の海防従事者である漁民の動向に注目する必要がある。加えて、海付村落のみが海防に参加していたのではないから、内陸村落が地域社会の海防に関わっていたことにも目を配ることが求められる。地域社会の海防体制を明らかにするには、これらを総体として検討する必要がある。

第三の海防研究では、海防体制と海防論との関係、および開国後の海防体制について、これまで必ずしも明らかになっていない。藩の海防体制の構築には兵学者が関わっている場合がある。藩の海防体制を明らかにするためには、洋学や西洋兵学のみならず、儒学に基づく海防論にも注目する必要がある。また、従来の研究で手薄であった、開国後の海防体制がどのように維持されたのかという問題についても、あわせて検討が求められる。

総じて、藩や地域社会が直接関わった海防政策は、幕府の対外政策がそのまま反映されたのではない。海防を担当した藩や地域社会の動向が、幕府の海防政策とその体制を規定した。本論文では、治者と被治者の対立構造によって描きがちであった、この時期の海防体制を、1990年代以降の藩研究・地域史研究の成果をふまえて再考する。

そのための方法として、「海防」と「沿岸防備」の語について、次のように定義して議論を進める。「海防」を、海防思想や異国船情報の収集活動等を含む体制を包摂するもつとも幅広い意味を有する語として使用し、「沿岸防備」を、狭義の海防を意味する語と考える。

また、「海防」を「全国的な海防体制」とひとくくりにせず、幕府の軍役としての海防と、自領を守るための海防(自領海防)の二つに分けて考える。長崎や江戸など要地の海防は、特定の藩に課された軍役としての海防であるが、沿岸地に領地を持つ全領主関わった各地の海防である自領海防は、領主にイニシアチブがあった。この自領海防の実態は、地域的・階層的に多様で差異があり、海防に従事する担い手も士分に限られていなかった。

こうした実態をふまえて、家臣団と領民を動員する自領海防について、藩の領海沿岸を異国船から防備することを意味するものとする。カッコ付の「江戸湾海防」については、

諸藩に課された幕府の軍役と考え、先行研究が想定している江戸内湾の海防のみを指すものではないとする。

3、本論文の概要

本論文は三部で編成する。第一部は藩、第二部は地域社会に焦点をあて、それぞれの海防体制について明らかにしている。第三部は第一部・第二部とはフィールドを変え、関東諸藩の動向とは異なる海防について検討した。

全体の構成は以下の通りである。

序章

第一部 「江戸湾海防」体制の成立

第一章 「江戸湾海防」体制の成立と関東譜代藩

第二章 岩槻藩房総分領の海防

第三章 房総諸藩の異国船情報ネットワークと海防体制

第四章 「江戸湾海防」と江戸湾防備担当藩

第二部 海防と地域社会

第五章 彦根藩の海防と世田谷領

第六章 近世後期の「村」の海防—九十九里浜周辺を中心に—

第七章 近世後期の海防費用負担と地域—上総国山辺郡宿村一件を事例に—

補論 ペリー来航の記憶

第三部 海防思想と開国後の海防

第八章 水野浜松藩の自領海防体制と海防思想

第九章 安政期における噴火湾の海防と盛岡藩の分領化

終章

第一部「「江戸湾海防」体制の成立」では、海防を担った諸藩の活動を検討し、「江戸湾海防」の実態について明らかにしている。その上で、藩領の自領海防と幕府軍役としての「江戸湾海防」の差異に注目し、両者の関係について考えた。

第一章「「江戸湾海防」体制の成立と関東譜代藩」では、自領海防と江戸湾海防との関係に留意しつつ、「江戸湾海防」の実情について考察している。

天保改革以降、関東沿岸の譜代藩では、ビッドル艦隊など目的をもって江戸を目指す異国船が現れたことを背景に、幕府の軍役としての「江戸湾海防」と大名領国の維持としての自領海防が併存する状態になった。そして、嘉永6年(1853)のペリー来航時には、伊豆半島から房総半島までを含む「江戸湾海防」体制を構築したと結論づける。

第二章「岩槻藩房総分領の海防」では、岩槻藩房総分領を事例として、藩の軍制の変化と村役人の関わりを中心に、自領海防の実態を検討する。

岩槻藩など関東周辺の譜代藩は、文政8年(1825)の異国船打払令以降、自領海防体制を整備していった。近世中期に成立した岩槻藩の軍制は、海防体制への対応を通して意識され、

整備された。また、海防人足や台場の管理などが房総分領の村々に委ねられ、その有力な村役人が分領村々の非常時の差配を任された。彼らが異国船情報の収集の要となったという。

第三章「房総諸藩の異国船情報ネットワークと海防体制」では、異国船目撃の情報ネットワークに注目し、海防に関わる領主間の情報収集活動を検討している。

岩槻藩房総分領では、「異国船注進方」に任じられた村役人が中心となり、近隣諸藩との情報ネットワークが構築された。房総半島の異国船目撃情報を蓄積した、江戸湾防備担当藩の陣屋は、情報の集積地・発信地として機能した。嘉永6年のペリー来航時までには緻密に構築された房総諸藩の異国船情報ネットワークは、幕府から命じられた報告ルートのほか、自発的につくりあげたものを含めて複数のルートが存在したという。

第四章「江戸湾海防」と江戸湾防備担当藩」では、江戸湾内の海防担当藩の海防が、自領海防から幕府の軍役としての「江戸湾海防」へどのように変化していったのかという、海防の推移の過程について検討している。

忍藩が江戸湾防備をあくまで自領海防の延長として捉えていたことから、当初、江戸湾内の海防は自領海防との区別が曖昧であった。しかし、天保改革の失敗や薪水給与令の発布、ビッドル来航を契機に海防体制が変化していった。彦根藩による江戸湾防備担当地域の預地化運動は、江戸湾内の防備担当藩の海防が、幕府軍役としての「江戸湾海防」へ変化したことを示していると結論づける。

第二部「海防と地域社会」では、地域社会に焦点をあて、被治者による自領海防への取り組みを明らかにしている。

第五章「彦根藩の海防と世田谷領」では、彦根藩世田谷領を事例として、内陸村落の海防への参加について検討している。

内陸部に位置する彦根藩世田谷領では、彦根藩の江戸湾防備に必要な人員を人馬役などとして現地に派遣するとともに、御用金の名目で献金した。世田谷領の領民にとって、海防は生業など直接の生活とは関係のない活動であった。彼らは彦根藩の御用を勤めていることを根拠に、他組合での海防に関わる諸役免除を主張したという。

第六章「近世後期の「村」の海防—九十九里浜周辺を中心に—」では、九十九里浜の村社会を事例に、海に面した海付村落の海防について検討した。

支配が複雑に入り組んだ相給村落が多い九十九里浜では、弘化2年(1845)に九十九里浦取締役が設置され、これを中心に九十九里浜一帯での海防体制が構築された。九十九里浦取締役は、九十九里浜一帯をカバーする大規模な地引き網組合を基本とした組織の責任者で、有力な網主がその役に就いた。しかし、この海防体制は地引き網組織が元になっていたため、海付村落同士の広域的な体制が構築された一方で、内陸村落を含めた組合村は未成立であったと指摘する。

第七章「近世後期の海防費用負担と地域—上総国山辺郡宿村一件を事例に—」では、弘化4年～嘉永元年(1848)に片貝村寄場組合で起こった海防の費用負担をめぐる宿村一件という争論を事例に、弘化期以降の九十九里浜での海防の実態と海防役に対する村方の論理を検討している。

宿村一件とは、海防施設の視察を目的とした幕府や藩の巡見使に対する宿泊や接待の費

用負担をめぐって起こった事件である。異国船の来航が少なかった九十九里浜の村落では、海防役負担を契機に海防への意識が海付村落ばかりでなく内陸村落にも共有された。その上で海付村落では、海防御用について、地引き網の恩恵を受ける村落は等しく負担をすべきであるとする生業に関わる主張と、海防は「国」の御用であるという主張が押し出されたという。

補論「ペリー来航の記憶」では、近代以降の九十九里浜を事例に、ペリー来航という事件が村社会においてどのように記憶されていったのかを検討している。

ここでは、アメリカ国書の和解文書や地域での海防役関係文書が同時に綴られた史料の成立年代を考えた。この史料が、日清戦争(1894-1895)と日露戦争(1904-1905)の狭間である明治36年(1903)前後に成立したものであることから、近代国家間での戦争を契機に、国家や戦争・国防という問題に大きな関心が集まったことから作成されたと推測される。近世の段階では、海防に関する意識が「国」の大事であるという意識にのみ集約されるのではなく、近世期の地域の海防が国防として捉えられるようになるのは、明治期の国防問題を受けてからであると結論づけている。

第三部「海防思想と開国後の海防」では、第一部・第二部では十分に扱えなかった、自領海防と海防思想の関係、開国前後の軍役としての海防の変化について検討している。

第八章「水野浜松藩の自領海防体制と海防思想」では、浜松藩水野家の海防と海防思想について検討している。

浜松藩の海防は、長沼流兵学者小野寺慵斎の海防思想に基づくものであった。浜松藩ではこの時期、塩谷宕陰など有識者を中心に、西洋諸国に対して国家としてどう向き合うべきかという意識が高まっていたこともあり、浜松藩の海防は、その体制こそ自領内に限ったものであったが、その先には国家の海防の一端を担っているという意識があったという。

第九章「安政期における噴火湾の海防と盛岡藩の分領化」では、従来、ほとんど言及されてこなかった安政期以降の盛岡藩の蝦夷地警衛を検討している。

安政2年(1855)、箱館・絵鞆・大畑の三ヶ所を拠点とした新たな蝦夷地警衛体制を構築した盛岡藩は、本州の領内最北の大畑と蝦夷地との連携を図った。安政6年の蝦夷地分領化以降、基本的にこの体制を維持しつつ、分領地ではアイヌに対する撫育活動が大きな比重を占めたと結論づける。

4、本論文の成果

各章で検討した、19世紀前期から中期にかけての関東の海防体制の変遷を、時系列にそって再構築してみると、以下のように整理できる。

まず、文政8年(1825)の異国船打払令を画期として、自領海防体制が整備されていく。町奉行与力給知や岩槻藩などの文政年間の活動は、自領内に限られたものであった。次いで、天保10年(1839)のモリソン号事件以降、異国船への仁政の意を含む薪水給与令が出され、異国船に対する幕府の対外政策は大きく変化した。それにより、各地の領主による自領海防は、異国船を単純に打ち払うことが否定された。その来航目的を知った上で、退去を教諭し、それでも異国船がしたがわかない場合は最後に武力行使する、というものとなった。

続く弘化年間では、マンハッタン号事件やビッドル来航を契機に、各領主が自領海防の枠

組みを越えた連携を求めるようになった。この時期、近隣諸藩との情報連絡ルートが構築されたり、大規模地引網組合の形成をもとに支配領域を越えた海防組織が構築されたりした。それぞれの領主ごとの自領海防体制のみで完結するのではなく、領主は多様な形で連携し、海防体制が広域化した。

その一方で、海防費用負担など、それぞれの自領海防体制のなかでは埋もれていた問題が表面化した。また、広域化した自領海防の影響により、海防が支配領域を越えた軍役として改めて意識化されることになった。

そして、嘉永6年(1853)のペリー来航前後が次の画期となる。まず、ペリー来航前に、それまでの自領海防体制の矛盾の克服を企図して、在地社会における海防役の統一が進んだ。関東周辺の譜代藩による相互の連絡網が構築され、ペリー来航時には、銚子から下田までの広域的な海防体制が準備された。

もっとも緊張が高まったのがペリー来航から開国までの時期であり、このとき関東周辺の譜代藩が警戒を強めた。海防問題でペリー来航が大きな画期となったのは、翌年の再来航がわかっていたからである。必ず来る異国船に備えることは、幕府はもちろんのこと沿岸部に領地を持つ領主や地域社会にとって必要な措置であった。とくに「江戸湾海防」を担う領域はペリー再来航に備えることが求められた。

しかし、ペリーが江戸を目指していたことが明らかであったことから、他地域における危機感が江戸周辺と同じであったとは必ずしもいえない。ペリー来航が各地の海防体制にもたらした影響には地域差があったことも想定される。

従来、近世の海防が近代の国防の前史として位置づけられる傾向があったが、海防を幕府に対する軍役としてのみ理解し、日本の要地防衛のための活動とすれば、近世の海防も当該期の国防と理解するのは必ずしも誤っていない。しかし、自領海防を国防の前史として理解することはできない。自領海防は個別領主の領域を防衛することを目的とした海防である。自領を「国家の一部」とであると意識したとしても、国家の要地であるとは意識されない。軍役としての海防と自領海防は併存しているのが実態であり、一方が別の一方に変わるといったものではない。「江戸湾海防」の場合も、自領海防が「江戸湾海防」の一端を担っており、自領海防と「江戸湾海防」は併存している。

つまり、近世の海防は、個別領主のもとに行われる自領海防と、軍役体制のもとに行われる軍役としての海防の二つを柱に維持されていたということである。そして、近世の海防体制の根幹は自領海防にあり、自領海防こそがその目的であったと本論文は結論づける。

そうした体制のもとでは、相次ぐ異国船来航事件に対処するなかで、自領海防体制が持つ限界が自覚されるようになったと指摘する。近世期の浜辺や海は漁民の生活の場であり、領主は地域の実情にそって海防体制を整備しなければならなかったからである。

その限界の内容は、第一に、自領海防を遂行するためには、自領の領域を越えた広い視野と情報を持たなければならなくなったことである。第二に、自領海防体制を充実するためには、百姓を動員することが必然であったことである。自領海防に百姓を動員することは兵農分離の原則に抵触する。当該期の海防は幕藩体制の矛盾と兵農分離の限界を常に意識させた。そして、それを変容させる要因になった。さらに、領域を越える活動が人々の国家意識を変容させる原因ともなった。自領を越えた先に、大きな枠組みとしての国家が意識されるようになる。

以上のように、近世後期の海防をめぐって、その矛盾が自覚され、幕藩体制とそのもとの社会の仕組みが改変を余儀なくされていったことを明らかにしたことが、本論文の成果である。

5、総評と今後の課題

本論文は、近世後期、日本列島における対外的な危機意識が強まり、幕府や諸藩が海防体制を構築していくなかで、どのように社会秩序が動揺し、変容していったのかという過程について、海防の直接の担い手であった藩や地域社会の動向に焦点を当てて検討したものである。

具体的には、海防を担当した藩とその領民がどのように対応したのかを考えながら、近世秩序の変容過程について明らかにしている。本論文は三部構成をとり、第一部では江戸湾海防を担当した関東諸藩の動向を、第二部ではその領民の動向を、第三部は第一部・第二部では十分に検討できなかった海防思想、および江戸湾海防とは異質な蝦夷地警衛の例をそれぞれ考察し、関東地方の海防体制を相対化して、その特徴をより際立たせた。

それらの検討を通じて、海防をめぐる藩や地域社会の動向を明らかにした本論文は、次の三つの意義を有する。

第一は、当該期の海防を近代における国防の前史ではなく、近世の文脈で理解しようとしたことである。かつて近世の海防は、近代の国家的な危機意識を前提に、日本国家としての国防という枠組みで考えられる傾向にあった。しかし、本論文はそうした前提で近世の海防を捉えるのではなく、近世固有の秩序を前提に考えたところが本論文の特徴である。

確かに、要害地の沿岸防備を担当する藩は、幕府による軍役の一環としてその任務を担ったことも事実であるから、近世においても国家としての海防という面がないわけではない。しかし、近世の支配秩序は、それぞれの領主が幕府から領地を預かって成り立っていることから、幕府の軍役としての海防と同時に、沿岸を担当する領主には自らの領地を守るという自領海防の論理があったことにも目を配る必要がある、と本論文は主張する。国家の論理で考えがちな近世後期の海防問題を、地域権力や社会の論理に注目して検討した点に、これまでの研究にはない本論文の独自性がある。

第二は、近世の海防体制の矛盾を明らかにしたことである。本論文では、近世の海防体制の根幹は自領海防にあり、自領海防こそがその目的であったと指摘した上で、そうした近世秩序の枠組みでは、相次ぐ異国船来航事件へは十分に対応できないことが明らかになっていったと結論づけた。自領海防体制の矛盾や限界がやがて近世秩序を内側から突き崩していく過程を明らかにしたという意味で、本論文の意義は大きい。

第三は、1990年代以降の藩研究と地域史研究の進展を念頭に置きながら、それらの成果と海防史研究とを接続させたことである。これまでそれぞれの分野史研究は相互に結びつくことなく展開してきたが、海防問題を基軸に藩や地域社会の動向を検討した本論文によって有機的に関連づけられた。近世後期の国家と社会を総合的に考える一つのモデルケースとなりえる。

その一方で、課題がないわけではない。

第一は、近世秩序の原則である兵農分離の解体過程をどのように理解するかという点である。本論文が指摘するように、農業・漁業の生業者の暮らす村に武器を与えた上、村の有力者に土分を認めて海防の一端を担わせるというのは、常に兵農分離の原則に抵触する可能性があった。これは、本来、武士が有事に際して体制あるいは社会の安全を守る実力行使身分として存在するという一種の「契約」を前提にした兵農分離制のもとで、海上監視という不慣れな行動であるとはいえ、武士がその責務を果たさないことを意味する。そうした矛盾を、当該期の治者・被治者はそれぞれどのように考えていたのか。この動向がただちに兵農分離の崩壊につながるとはいえないが、近世秩序を支える身分制の解体がどのように進んでいくのか、本論文ではあまり触れられなかった農兵の問題と絡めて深めてほしいと感じる。

第二は、藩の自領海防や村の浜管理の論理が、国家の「国防」意識へ転換する条件について、さらなる考察がほしいところである。特に村社会の場合、近代においても生業の意識が消滅することはないということを意識すべきである。国家意識については、治者・被治者はもちろん、それぞれの内部においても決して一律ではなく、時間軸においても段階差がある。近代秩序との接続をどのように考えるのか、さらに検討を要する。

これらは、本論文の意義をふまえて提起された今後の課題であり、清水氏の次の研究につながるテーマである。今後の研究に期待したい。

以上のことから、審査員一同、本論文を博士(学術)にふさわしいものと判断する。